

平成29年度 医療介護総合確保促進法に基づく  
(都道府)県計画に係る意見聴取について

平成29年5月23日  
沖縄県保健医療部医療政策課

## 医療介護総合確保促進法に基づく(都道府)県計画とは

### 概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題
- 厚生労働大臣は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針を定めなければならない。  
【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第3条】
- 都道府県は、国の方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を作成することができる。

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条】

※「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態になることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条】。

### 都道府県計画の内容

- 医療介護総合確保区域の設定(二次医療圏を念頭に設定)
- 目標と計画期間(原則1年間)
- 目標を達成するために必要な対象事業  
【対象事業】
  - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
  - 4 医療従事者の確保に関する事業
  - 5 介護従事者の確保に関する事業

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条】

## ■ 関係者からの意見聴取

### 意見の反映

- 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条】

沖縄県では関係者として、沖縄県地域医療対策協議会の構成員から意見聴取を行う。

※【参考】

前年度(平成28年度)は、平成28年5月13日に意見聴取を実施した。

### 本日の内容

- 県計画に対する御意見をお聞かせください。

### 参 考

- 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。  
【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条】
- 都道府県が、計画に掲載された事業に要する経費を支弁するため基金を設ける場合には、国はその財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。  
【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条】

## 医療介護総合確保促進法に基づく県計画(基本的な考え方)

### 本県の課題

- 他都道府県と比較して、地域包括ケア病棟の届出件数が少ない等、回復期の整備に遅れがある。

地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスを確保するため

病床機能の分化・連携を推進する必要がある。

※「地域包括ケア病棟」とは、急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を担う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟。

- 高齢化社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受け入れに限界が生じることが予測

慢性期及び回復期患者の受け皿として(看取りも含む)

在宅医療・介護サービス提供体制の整備が求められている。

※精神疾患については、発症から早期に精神科医療が提供され、再び地域生活や社会復帰することができる体制が求められている。

- 広範囲に離島が散在する島嶼県という地理的特性

- 都市部と離島へき地で医療・介護サービス提供体制等の格差が大きい。
- 医療・介護従事者も不足(特に、医師確保が依然として困難)

### H29の取組(医療分野)

- 前年度に引き続き、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業を重点的に取り組む。
- 離島地域の医師・看護師等を確保するための事業、質の高い医療を提供するための人材育成や医療・介護の連携を推進するための事業、地域の実情に応じた在宅医療の提供体制を強化する事業等にも取り組む

## 医療介護総合確保促進法に基づく県計画(区域及び目標)

### 区域

- 沖縄県における医療介護総合確保区域については、次の圏域とする(2次医療圏と同じ)。

北部圏域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村)

中部圏域(宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村)

南部圏域(那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町)

宮古圏域(宮古島市、多良間村)

八重山圏域(石垣市、竹富町、与那国町)

### 目標

- 病床機能の分化・連携、ICTを活用した医療・介護の連携体制の構築、多職種が連携した在宅医療の提供体制の構築、在宅医療の拠点整備、医師・看護師等の人材確保等を実施



住み慣れた地域において、県民が安心して日常生活を過ごすために必要な医療・介護サービス提供体制の確保を目標とします。

## ■ 医療介護総合確保促進法に基づく県計画(目標[事業区分ごと])

### 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 地域医療連携ネットワークへの県民加入登録数 約60,000人(県民の約5%)
- 地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟整備数 38床
- がん医療提供体制の充実強化に係るICTによる連携診断できる参加医療機関 8病院

### 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問看護ステーション数 53か所 → 102か所
- 在宅での死亡割合 14% → 16.1%
- 3か月以内再入院率20.4% → 17.0%

### 医療従事者の確保に関する目標

- 人口10万人対医師数の全国平均値との比較 103% → 105%
- 県内医療機関従事医師の女性医師割合 17.9% → 20.4%
- 新人看護職員の離職率 5.7% → 5%以下
- 看護師等養成所卒業者の県内就業率 64.9% → 68%以上
- 小児人口10万人対小児科医師数 80.8人 → 95人
- 乳幼児の救急搬送者の軽症率 81.5% → 75%
- 人口10万人対薬剤師数 131人 → 170人

## ■ 計画に基づき実施する事業(概要)

### 医療分野の事業の概要

- 事業数 44事業(事業年度 H29~H31)
- 基金充当額 1,408,731千円

### 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 【11事業・基金充当予定額336,022千円】

- 病床期の機能の分化・連携を推進するための基盤整備事業【117,038千円】(実施年度H29~H30)
- 地域医療構想を実現する病床機能転換を推進するための体制整備事業【27,430千円】(実施年度H29~H31) など

### 居宅等における医療の提供に関する事業 【6事業・基金充当予定額48,566千円】

- 心身障害児(者)歯科診療拡充事業【16,000千円】(実施年度H29)
- 精神障害者地域移行・地域定着促進事業【10,370千円】(実施年度H29) など

### 医療従事者の確保に関する事業 【27事業・基金充当予定額1,024,143千円】

- 医師確保対策補助事業【380,755千円】(実施年度H29)
- 看護師等養成所運営補助事業【151,028千円】(実施年度H29)
- 休日・夜間の小児救急医療体制の整備【26,651千円】(実施年度H29)
- 勤務医等環境整備事業【33,623千円】(実施年度H29) など

## ■ 事後評価(事業実施状況)

### 平成28年度 事業実施状況

○ 48事業を実施【H26計画分16事業、H27計画分2事業 H28計画分30事業】

○ 基金充当額(決算見込額) 1,150,134千円(H26計画分296,026千円 H27計画分17,175千円 H28計画分831,933千円)

【内訳】

計画年度	事業区分	事業数	基金充当額 (決算見込)
H26	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	2事業	42,604千円
	居宅等における医療の提供に関する事業	3事業	12,118千円
	医療従事者の確保に関する事業	11事業	241,304千円
小 計		16事業	296,026千円
H27	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	2事業	17,175千円
	居宅等における医療の提供に関する事業	0事業	0千円
	医療従事者の確保に関する事業	0事業	0千円
小 計		2事業	17,175千円
H28	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	4事業	25,674千円
	居宅等における医療の提供に関する事業	7事業	29,949千円
	医療従事者の確保に関する事業	19事業	781,309千円
合計		30事業	836,932千円



## ■ 事後評価(目標達成状況)

### 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

項目	目標	達成状況
県内で産科を有する病院等に占める院内助産所・助産師外来開設率	48%→増加	3箇所増(H28実績)
地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟整備数	21施設※H28末までの目標	1施設(H28実績)
小児集中治療室(PICU)病床数	増加	2床増(H28実績)

### 居宅等における医療の提供に関する目標

項目	目標	達成状況
訪問看護ステーション数	53か所 → 増加	98箇所(H29.3時点)
医療・福祉連携体制に係るコーディネーターの配置	3圏域 → 増加	4圏域(H28実績)

### 医療従事者の確保に関する目標

項目	目標	達成状況
人口10万人対医師数(全国平均値を100とした場合)	102%(H22) → 105%(H28)	103%(H26)
看護職員の不足数	694人 → 198人	H30に推計予定
人口10万人対薬剤師数	144人(H24) → 増加	148人(H26)

8

※目標の達成状況については、目標の統計収集年度やこの公表時期の関係で年度ごとに判明しないものがある。

## ■ 今後のスケジュール(見込)

- 平成29年5月23日 関係者の意見聴取
- 平成29年6月中 県計画(案)の作成
- 平成29年8月頃 国からの基金内示
- 平成29年9月頃 県計画正式提出
- 平成29年11月頃 国からの交付決定

※スケジュールについては、現在国からの提示がないため、昨年度のスケジュール等を参考に見込み記入